

(3) 生活支援・介護予防の提供体制の拡充

高齢者の生活を地域で支えていくためには、医療・介護のみならず、日常生活上の課題に対する生活支援や、健康づくりによる介護予防などが地域の中で提供されることが必要です。

これらの提供に当たっては、公的サービスに加えて、日常生活の場から比較的近い場所で、コミュニティやボランティア、NPOなどの地域に根ざした多様な主体による「互助」の力が不可欠であることから、高齢者が自立した生活を継続できる地域づくりを進め、生活支援・介護予防について一体的に取り組んでいきます。

1 生活支援の提供体制の充実

今後、単身世帯等の増加に伴い、介護保険サービスではカバーしにくい支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

また、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている高齢者に対する見守りや安否確認のニーズも増加してくると考えられます。

こうした多様な支援ニーズに対応するため、地域の中で、公的サービスに加えて、住民、ボランティア、民間企業等の多様な主体による生活支援の体制を充実させるとともに、高齢者の生きがいづくり等を通じた社会参加の促進、高齢者・家族の人権尊重及び権利保障等に取り組んでいきます。

【主な取組】

- ① 在宅生活支援サービスの利用拡大（配食サービス、地域サロン（※7）等）
- ② 地域の見守り体制の充実
- ③ 地域の自主活動の育成
- ④ 高齢者が気軽に集える「場」の充実
- ⑤ 多様な社会参加の促進（老人クラブ、ボランティア活動等）
- ⑥ 地域の社会参加活動に係る周知・啓発
- ⑦ 災害発生時の高齢者支援体制の整備（避難行動要支援者名簿の整備等）
- ⑧ 高齢者・家族からの相談体制の充実
- ⑨ 高齢者の権利擁護の推進（虐待防止に向けた対応等） など

※7：地域サロン 住み慣れた地域で高齢者の生きがいづくりを支援するため、老人憩いの家や公民館など地域の身近な施設、民家等を活用し、談話、会食会、手作り教室など地域の協力を得ながら実施するサービス

2 介護予防の提供体制の充実

本市では、いつまでも健康でいきいきと過ごせるよう、日常生活に必要な心身の機能の維持・向上を目的として、多様な介護予防事業に取り組んでいます。

今後は、地域主体の健康づくり事業を充実させ、地域ぐるみの自主的な健康づくり活動を促進していくとともに、心身機能のみならず社会参加を意識した介護予防事業に取り組んでいくなど、さらなる介護予防の提供体制の充実を図っていきます。

【主な取組】

- ① 地域ぐるみの自主的な健康づくり活動の促進
- ② 介護予防事業として「いきいきシニアプログラム」(※8)及び「シニア元気プログラム」(※9)の推進
- ③ ボランティア活動等への参加による介護予防の取組
- ④ リハビリテーション専門職等と連携した介護予防事業の展開
- ⑤ 重症化のリスクを抱えた高齢者に対する個別指導の強化
- ⑥ スポーツイベントと連携した健康づくりの裾野の拡大 など

※8：いきいきシニアプログラム 全ての高齢者を対象として、自発的に参加し、介護予防に取り組めるプログラム。その内容としては、運動・体力づくりや、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防などの様々な介護予防事業を実施している。

※9：シニア元気プログラム 要支援・要介護状態になるおそれの高い生活機能の低下に不安がある65歳以上の方で、介護予防プログラムに参加することが望ましいと判断された方に対して、一人ひとりの状態と目標に応じた介護予防事業を実施している。

3 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）は、要支援認定者等を支える制度として、NPO、ボランティア、地域団体、住民等の多様な主体（以下「多様な主体」といいます。）により様々なサービスを充実させることで地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す制度として、平成26年の介護保険法の改正により新たに創設されました。

なお、総合事業についての法律上の施行期日は、平成27年4月1日となっていますが、事業の実施を猶予する旨を条例に定めることにより、事業実施を最長2年間猶予することができます。

本市においては、円滑に総合事業への移行を進めるため、事業の実施を2年間猶予する旨を条例に定め、平成29年4月からの総合事業の実施に向け、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備や市民への周知等を行い、制度移行に当たっての準備を着実に進めていきます。